



**令和 2 年度
由布市教育委員会の事務の管理
及び執行状況に関する点検・評価
(令和元年度執行) 報告書**

令和 2 年 9 月

由布市教育委員会

報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定により、令和元年度事業における由布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する者の意見を付して報告します。

令和2年9月

由布市教育委員会

職名	氏名	期間
教 育 長	加藤 淳一	平成30年11月19日～令和3年11月18日
教育長職務代理者	八川 徹	平成30年11月19日～令和元年11月18日
教育長職務代理者	上田 実	令和元年11月19日～令和2年11月18日
教 育 委 員	上田 実	平成28年11月19日～令和2年11月18日
	渡邊 真由美	平成29年11月19日～令和3年11月18日
	佐藤 式男	平成30年11月19日～令和4年11月18日
	八川 徹	令和元年11月19日～令和5年11月18日

【参考】

- ・教育長・・・人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命される。(任期3年)
- ・教育委員・・・人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命される。(任期4年)

令和2年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和元年度執行)報告書について

1. 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（法第26条第1項）と定められ、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る（法第26条第2項）とされました。

2. 由布市教育委員会の点検・評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱(平成21年教育委員会告示第2号)」に基づき、「令和元年度由布市の教育方針」を基に実施した取り組みについて、自己点検・評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見・提言を受けられるよう教育に関し学識経験を有する者として校長経験者、行政職員経験者など5名の評価者による外部評価を実施して、「令和2年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和元年度執行)報告書」を作成し、報告・公表するものです。

学識経験者の皆様からの貴重な意見をいただき、点検・評価を行い取り組みの成果と課題を明らかにし、これらを踏まえ、より良い由布市の教育の実現に向け取り組んでいきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 点検・評価の対象について

点検・評価の対象は、由布市教育委員会の指針である「由布市教育方針」の重点目標に即した取り組みとして、令和元年度の主な施策・事業等としています。

4. 点検・評価の方法

(1) 点検・評価にあたっては、施策・事業等の内容や質によって可能な限り定量的に評価するよう努めるとともに、今後の取り組みの方向性を示しています。

(2) 点検・評価の評価基準については、以下のとおりとしました。

〈評価基準〉

目標を上回る……………A

ほぼ目標どおり……………B

やや目標を下回る……………C

目標を大幅に下回る……………D

(3) 教育委員会内で自己点検・評価（内部評価）の後に点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方のご意見をお聞きし、ご助言を頂きました。今回は以下の方々です。

【外部評価者名簿】（五十音順）

氏名	住所	略歴
板井 信彦	由布市挾間町	行政経験者
衛藤 哲雄	由布市湯布院町	行政経験者
加賀 君子	由布市湯布院町	校長経験者
橋本 洋一	由布市挾間町	校長経験者
宮崎 直美	由布市挾間町	行政経験者

5. 点検・評価表の構成

(1)項目

点検・評価の対象事業を「由布市教育方針」の推進項目を基本として25項目にまとめ、各項目に即した施策・事業ごとに点検・評価を行いました。

(2) 方針の概要

令和元年度に実施した主な事業内容を示しています。

(3) 方針達成状況(実績及び成果)

教育委員会内で令和元年度の取り組みの実績及び成果について記載しています。

(4) 内部評価

教育委員会内で令和元年度の取り組みについて点検・評価しました。

(5) 外部評価

令和元年度の取り組みについて、外部評価委員の皆様からご意見を頂き成果と課題について記載しています。

6. 点検・評価を踏まえた今後の方向性

令和2年度の点検・評価（令和元年度執行）は「第2期由布市教育振興基本計画」の政策に基づいて行う1年目の評価となります。内部評価では、政策ごとに客観的なデータ、施策体系に基づいた評価を行い、成果と課題を明らかにしました。

5名の外部評価委員からも点検・評価に係る評価書を提出していただきました。

すでに令和2年度がスタートしており、各課において新たに実施している事業もありますが、6ページから記述している外部評価委員からの意見をはじめ、今回の点検・評価で見えてきた成果と課題をもとに、市民の皆様の信頼に応える教育行政を推進していくよう、「第2期由布市教育振興基本計画」の確実な推進に努めて参ります。

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

基本 施 策	項 目	頁番号	担 当 課	
1 教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上	6	教育総務課	
	II 事務局機能の充実	7		
	III 豊かで安全・安心な環境づくり	8		
	IV 安全で快適な学校施設・設備の充実	9		
	V 学校規模適正化の推進	10		
2 「生きる力」を はぐくむ学校教育の 推進	I 生きる力につな がる知・徳・体バラ ンスのとれた教育の 推進	① 「由布学」の推進	11	学校教育課
		② 確かな学力の向上	12	
		③ 豊かな心の育成	13	
		④ 健やかな体の育成	14	
	II 個に応じた学び と時代の要請に応じ た教育の推進	① 特別支援教育の充実	15	
		② 生徒指導・いじめ・不登校に係 る教育相談体制の充実	16	
		③ 幼児教育の充実	17	
		④ 時代の要請に応じた教育の充実	18	
		⑤ 連携型中高一貫教育の推進	19	
	III 信頼と協働によ る学校づくりの推進	① 開かれた学校づくりを推進	20	
		② 信頼される学校づくりの推進	21	
3 人と人、人と地 域をつなぐ社会教 育の推進	I 学びのための支援・体制づくり	22	社会教育課	
	II 学びと活動の充実	24		
	III 文化の薫るふるさとづくり	26		
4 「スポーツ振 興」明るく元気な由 布の創造をめざして	I スポーツ関連施設の整備・充実	28	スポーツ 振興課	
	II 団体及び指導者の育成	29		
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進	30		
	IV 合宿の誘致	31		
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	32		
	VI 競技スポーツの推進	33		

基本施策	1	教育基盤の形成
項目	I	教育委員会機能の向上
【方針の概要】		
<p>★現場の実情の把握及び情報収集を図るため、毎年行っている学校をはじめとする所管施設への訪問を充実させ、事務局や教育機関の職員との協議や意見交換を継続しています。</p> <p>★各種会議に出席し、先進的な事例について研修を行い、研さんに努めます。</p> <p>★教育委員会新制度への移行を踏まえ、事務・事業の効率化や審議の活性化を図ります。</p>		
【方針達成状況（実績及び成果）】		
<p>★市内全幼稚園・小学校・中学校に加え、学校教育課管理施設 2か所・社会教育施設 4か所・スポーツ施設 3か所、それに加え由布高校を訪問した。学校訪問では授業視察を通じ、これから由布市を担う人材をどのように育てていくのか等校長や教員と意見交換を行った。施設訪問では、施設の管理状況や修繕の必要な箇所を確認した。</p>		
<p>★5月28日開催大分県市町村教育委員会連合会総会、及び8月1日開催九州地区市町村教育委員研修大会に参加し、他自治体の教育委員と幅広い意見交換を行い議論を深めた。また、教育委員会の主催する各行事に積極的に出席し、事務局職員と積極的な連絡協議を行った。また、教育行政に関する諸問題を調査研究し、教育行政の円満な運営と進展を図った。</p>		
<p>★教育委員会の所管事項に関する予算編成や条例提案など、政治的中立性、継続性、安定性を確保した教育行政の運営に努めた。</p>		
<p>★総合教育会議を2回開催することができ、市長と教育委員と十分な意思疎通を図り地域の教育の課題やるべき姿を共有することで、より民意を反映した教育行政を推進することができた。</p>		
【内部評価：B】		
<p>★教育委員会の所管事項に関する予算編成や条例提案など、政治的中立性、継続性、安定性を確保した教育行政の運営に努めた。</p>		
【外部評価】		
<p>★教育委員会制度の移行に伴い、組織の再編成を的確に実施している。総合教育会議を実施するなどの意見交換を行うことで、施策の形成に寄与することができたことは、評価できる。</p>		

項目

II

事務局機能の充実

【方針の概要】

由布市では平成28年7月から本庁舎方式へ移行していますが、庁舎全体の組織見直しが検討されていることから、由布市教育委員会も必要に応じて組織の見直しを行い、適正な組織体制にしていきます。

さらに事務局職員の資質及び能力向上に努め、事務局機能の強化を行います。

【方針達成状況（実績及び成果）】

★教育行政の質は、指導主事、社会教育主事などの専門的職員に大きく左右される所が大きいことから、その配置を充実させることも重要である。令和元年度は指導主事3名、社会教育主事3名、社会教育主事捕1名を配置し、指導的役割を担った。

★毎月、教育長・教育総務課長・学校教育課長・社会教育課長・スポーツ振興課長が集まり連絡調整会議を行っている。情報の共有、抱える諸問題の共通理解や解決方法について審議、検討している。

【内部評価：B】

★由布市の教育行政に対して、市民の皆様から幅広く意見を頂くため、積極的に活動している場に出向き、学校教育・生涯学習・文化、スポーツ等に取り組む人たちへの応援、激励、援助を行い直接の声を聞く機会をつくった。その内容に応じて、教育委員会の議題に取り上げ協議し施策に反映させた。

【外部評価】

★活動の場に出向くなど、学校教育・生涯教育・文化・スポーツ等に取り組む市民の声を反映させながら、施策に取り組んでいることは評価できる。

★指導主事・社会教育主事・社会教育主事捕等の専門職員の配置がなされ、教育行政に反映されている。

項目

III

豊かで安全・安心な環境づくり

【方針の概要】

- (1) 子どもたちの登下校等の安全を目指します
★通学路や校区内活動場所の安全マップの作成や学校教育環境の安全点検、安全管理体制の見直し、通学路安全推進会議の開催
- (2) 教育条件の整備に努めます
★就学援助金や助成事業等の周知、活用促進
★奨学金制度の充実：入学一時金、条件付返還免除型奨学金制度のPR

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ・学校や由布市PTA連合会や市民から通学路の安全について指摘のあった箇所について現場確認を行い、マップを作成した。それを基に安全点検のパトロールを実施。
・国土交通省大分河川国道事務所・大分土木事務所・大分南警察署、由布市建設課・防災安全課・湯布院地域整備課・挾間地域整備課・教育総務課で構成された「由布市通学路安全推進会議」を3回開催し危険箇所情報の共有と対策方針を協議し、改善に取り組み結果を公表した。
- (2) ・小学生234人・中学生127人 合計361人に就学支援を実施した。
・入学一時金1名・奨学金12名・条件付返還免除型奨学金5名の申請があり貸与した。

【内部評価：B】

- (1) ・学校や由布市PTA連合会や市民から通学路の安全について指摘のあった箇所について現場確認を行い、マップを作成した。それを基に安全点検のパトロールを実施し、子どもの登下校の安全に努めた。
・国土交通省大分河川国道事務所・大分土木事務所・大分南警察署、由布市建設課・防災安全課・湯布院地域整備課・挾間地域整備課・教育総務課で構成された「由布市通学路安全推進会議」を3回開催し危険箇所情報の共有と対策方針を協議し結果を公表し、家庭や地域に情報発信をした。
- (2) ・小学生234人・中学生127人 合計361人に就学支援を実施した。
・入学一時金貸与1名・奨学金貸与12名・条件付返還免除型奨学金5名に貸与し、対象世帯の教育費の負担が軽減したと共に、教育の機会均等に寄与してきた。

【外部評価】

- ★地域や行政とが連携しながら、登下校の安全管理体制の整備がなされている。
★条件付返還免除型奨学金制度の導入など奨学金制度の充実は評価できる。今後、返還計画の見直し等を含め協議してもらいたい。

基本施策	1	教育基盤の形成
項目	IV	安全で快適な学校施設・設備の充実
【方針の概要】		
<p>★平成31年度も継続して、学校施設の改修・整備を行い、安全で快適な環境づくりを図ります。また、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、由布市においても、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」が策定されました。このことを受け、学校施設についても「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」を平成30年度から2か年で策定し、中長期的な学校施設の維持管理の方向性を明確にします。</p> <p>★空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託を実施するとともに、危険個所の修繕・整備を行います。</p> <p>★2020年度から小学校でプログラミングが必修化となるため、授業用パソコン等機械機器の整備を行うなど、実情に沿った電算機器の整備や保守点検、更新を行っていきます。</p>		
【方針達成状況（実績及び成果）】		
<p>★令和2年3月に令和2年度から令和11年度までの10年間の「由布市学校施設長寿命化計画」を策定した。</p> <p>★空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託等実施し施設設備の適正な維持管理に努めた。</p> <p>★GIGAスクール構想実現のため令和2年第1回定例会で施設設備の設計委託及び工事のための予算を計上した。</p>		
【内部評価：B】		
<p>★学校施設の長寿命化のため、適正な維持管理に努めた。</p> <p>★新学習指導要領の対応として、小中学校における普通教室に無線LANを整備するとともにタブレット端末を導入する事業計画を作成し、情報教育環境の改善・整備に努めた。</p>		
【外部評価】		
<p>★「由布市学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の長寿命化を総合的かつ計画的に実施している。</p> <p>★授業用パソコン等機械機器の整備、点検が計画的になされている。</p>		

項目

V

学校規模適正化の推進

【方針の概要】

(1) 学校規模適正化計画の推進

平成31年4月1日に阿蘇野小学校が西庄内小学校と統合となりましたが、平成31年度以降の第3期計画以降については、再諮問を含めて今後の状況をみながら全体的な見直しを行います。一方で、対象校の校区の住民や保護者に対しては、引き続き説明や協議を行います。

(2) 遠距離通学・通園に関する環境の整備

学校統廃合や幼稚園の休園に伴う遠距離通学（通園）の対象となる児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行います。

安全運行基準に基づき、定期的な安全運行管理に努めるとともに、保護者との定期的な意見集約に努めます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) 阿蘇野小学校跡地利用促進協議会を8回開催し、教育総務課だけでなく、社会教育課、総合政策課とも協議を重ね、まちづくり協議会設立検討委員会立ち上げに関わった。

(2) 学校統廃合や幼稚園の休園に伴う遠距離通学（通園）の対象となる児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行った。また保護者との意見交換の機会を設けた。

【内部評価：B】

(1) 令和2年度中に学校規模適正化計画の見直しを行う。長期的な展望にたち、特色と魅力ある幼稚園、学校の在り方について検討するための予算を令和2年度に計上した。

(2) 安全運行基準に基づき、定期的な安全運行管理に努めるとともに、保護者との定期的な意見集約に努めた。

【外部評価】

★今後も、学校規模適正化対象校については、保護者や校区民の意見や意思を尊重しながら継続して、保護者との意見交換会を実施する方向で進められたい。

項目	I ①	生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 「由布学」の推進
----	--------	---

【方針の概要】

- (1) 幼小中高を連動させた学びを推進します
 - ★幼稚園教育、小学校低学年生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間
由布高校の活性化事業の連動
 - ★13年間で育てたい資質・能力系統表の活用
- (2) 地域素材を学びに活用します
 - ★地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
 - ★地域協育コーディネーターの活用
- (3) 学習過程を工夫します
 - ★課題探求型の授業の推進
 - ★学習内容を報告、発信する場の設定
 - ★地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を作成
- (4) 「由布の学びの検定」を推進します
 - ★「由布の学びの検定」資料の活用
 - ★「由布の学びの検定」受検の推奨

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 幼稚園から高等学校まで、13年間で育てたい資質・能力系統表を活用することによって、全ての園・学校が足並みをそろえて、特に「由布学」を核にして取組むことができた。
- (2) コミュニティスクールの学校運営協議会を中心に、地域素材を生かす人材マップの作成等に取り組んだ。
- (3) 由布学で学んだことを、市内小・中及び由布高校の生徒の代表が一堂に会し、市長や議会、行政に発表する場を持つことができたと共に、取り組みの様子を市報を通じて市民に知らせることができた。
- (4) 由布の学び検定の受検者を一定数確保することができた。
(H30 25人 R1 44人)

【内部評価：A】

- ★初めての取り組みであったが、全ての校種で足並みが揃い、カリキュラム化することができた。また、由布学で学んだことを市内小・中学校及び由布高の生徒の代表が一堂に会し、市長や議会、行政に発表するという流れをつくることができた。

【外部評価】

- ★「由布学」の還流がなされており、今後も幼小中高の連携を持ちながら、学びを推進していただきたい。

項目

I

②

生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進
確かな学力の向上

【方針の概要】

(1) 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します

①「わかる」授業の推進

★学びを実感するための、めあてとふり返りが明確な授業実践

②個に応じた指導の充実

★少人数指導や習熟度別指導の実践

★補充学習や家庭学習の充実

③組織的な授業改善の取組

★学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員、指導法工夫改善教員や指導教諭等による授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援

★国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策

④地域人材の活用

★教員経験者や専門家を活用した授業の実施

【方針達成状況（実績及び成果）】

①学びを実感するための、めあてとふり返りが明確な授業実践について、県の示す新大分スタンダードを徹底した取組を組織的に行うことができた。

②加配教員の配置校を中心に少人数指導や習熟度別指導の実践ができた。

③国や県学力調査、市独自の学力調査の分析をもとに、校長の授業観察をはじめ支援教員によるモデル授業の公開など充実した取組ができた。

④公民館に所属するコーディネーターとの連携のもと、多くの地域人材が、ゲストティーチャーとして授業に参加した。

【内部評価：B】

★公開授業や授業観察等を通じて、具体的な指導方法について研修することができたと共に、他校の指導方法を知ることもでき、自校の実践に生かすことができた。

【外部評価】

★市教研の教科部会等で、今まで構築してきた実践を充実させ、さらに、主体的に組織的な取り組みを行ってもらいたい。

項目	I ③	生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 豊かな心の育成
----	--------	--

【方針の概要】

- (1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます
 - ① 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実
 - ★考え、議論する道徳の授業の実践
 - ★一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実
 - ② 体験活動の推進
 - ★職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進
- (2) 豊かな人権感覚の育成に努めます
 - ★偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進
 - ★「人権・同和教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨にそった教育活動の充実
- (3) 良好的なコミュニケーション力の育成に努めます
 - ★「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
 - ★児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
 - ★Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進
- (4) 読書活動の推進に努めます
 - ① 読書習慣の確立
 - ★朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加
 - ★司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
 - ★「図書通帳」の活用
 - ② 学校図書室の充実と活用
 - ★蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
 - ★司書や司書教諭等関係職員との連携（特に並行読書等）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 各校の道徳教育推進教師を中心に取り組めた。
- (2) 部落差別解消の授業では、より一層の共通理解を図ることができた。
- (3) どのクラスの状況を見ても、落ち着いてコミュニケーションが図られている。特に由布院小の小学校外国語の研究会では、積極的にコミュニケーションを行う姿が見られた。
- (4) 各校とも図書委員を中心に「読書週間」や良い本の紹介等行った。また、読み聞かせボランティアや市立図書館と連携を図りながら読書活動の推進に努めた。小学校入学時、希望する児童に配布していた図書通帳を新1年生全員に配布することにより、読書や図書館に目をむけるきっかけづくりになった。

【内部評価：B】

- ★教職員の意識が高まり、全教育活動の中で生徒の人権感覚を育むことを意識した働きかけが行われた。
- ★小学校入学時、希望する児童に配布していた図書通帳を新1年生全員に配布することにより、読書や図書館に目をむけるきっかけづくりとして有効であった。

【外部評価】

- ★学校教育における全活動の中で、生徒の人権感覚を育むことを意識した働きかけが行われたことは評価できる。引き続き教職員の人権意識をさらに高めるために、研修を行ってもらいたい。

項目

I
④

生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進
健やかな体の育成

【方針の概要】

(1) 健康教育の推進を図ります

- ★児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進
- ★健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実
- ★むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の拡大

(2) 「食育」を推進します

- ①「食育」に関する事業の展開
 - ★各学校の「食育推進計画」の実践
 - ★学校栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
- ②安全・安心な学校給食の推進
 - ★学校給食における食中毒を防止するための衛生管理の徹底

(3) 学校体育の充実を図ります

- ①体育の授業の充実
 - ★体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
 - ★指導者の研修や外部人材の活用
 - ★小学校体育専科教員の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）
- ②体力向上プランの実践
 - ★「一校一実践」の取組の推進・充実
 - ★ラジオ体操の指導
- ③部活動に幅広い人材を活用
 - ★部活動指導員の導入

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) フッ化物洗口事業が中学校まで拡大でき、むし歯保有率が減少傾向になった。
(むし歯保有率 H29 1. 93 → H30 1. 33)
- (2) 全ての学校で食育の授業ができた。
- (3) 市内3中学校の部活動指導員が定着した。（3名配置）

【内部評価：B】

- ★部活動指導員を配置することで部活動の指導者不足の問題や教職員の働き方の改善等多少ではあるが解消でき部活動の充実を図ることができた。

【外部評価】

- ★調査の成果と課題を踏まえた、きめ細やかな指導計画を作成し、学校体育のさらなる充実をお願いしたい。

項目	II	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進
	①	特別支援教育の充実

【方針の概要】

- (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります
 - ★教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実
- (2) 特別支援教育についての連携を図ります
 - ★関係機関と連携による、「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定
 - ★系統的・継続的な教育的支援の実施
- (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します
 - ★全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置
 - ★個別の事案を検討するケース会議の実施
- (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童・生徒への対応に努めます
 - ①特別支援員の配置等人的環境整備
 - ★一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
 - ②教育相談の充実
 - ★通級指導など弹力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談や専門家相談の利用の推進
 - ③スクールソーシャルワーカー（SSW）や指導主事による対応の充実
 - ★各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 特に学校ごとの研修会の充実を図った。
- (2) 市役所関係各課、由布支援学校、療育機関、放課後デイサービス等との連携が図れた。
- (3) 園や学校へ、支援のあり方をマニュアル化した冊子を配布し、組織的に支援ができるようにした。
- (4) 特別支援教育の相談員がこまめに家庭と連絡をとり家庭の支援を行った。

【内部評価：A】

★研修の充実や関係機関との連携を図ることにより目標を上回る成果を挙げることができた。特に、昨年度は博愛診療所のOT（作業療法士）との連携がすすみ、ボディバランスの訓練の研修ができた。

【外部評価】

★通常学級に在籍する支援を必要とする子どもの安全な学校・園生活を保障することを、今後ともお願いしたい。

項目	II	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進
	②	生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

【方針の概要】**(1) 学校内の教育相談体制を確立します**

★教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制「チーム学校」による迅速な対応

★中学校3校、小学校4校に県のスクールカウンセラー（S C）配置

(2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります

★「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャクワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実

★「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」の充実を図り不登校児童・生徒の学校復帰を支援

★「地域教育相談コーディネーター」による定期的な学校訪問、情報共有の推進

【方針達成状況（実績及び成果）】**(1) 「チーム学校」のコンセプトと実働体制が整い、学校が専門家を入れたケース会議の開催をはじめ、チームとして動き始めている。****(2) 県から配置されたスクールカウンセラーの活用により、専門的な立場から具体的な助言・指導を受けることができた。****【内部評価：A】**

★適応指導教室やスクールカウンセラー、学校、保護者の連携が図られ、いじめや不登校児童生徒に対する支援、教育相談等充実が図られた。

【外部評価】

★市の教育相談体制は組織的に運営され、評価できる。今後とも、学校間格差の是正を行い「チーム学校」で連携しながら、支援・相談等に対応してもらいたい。

項目	II ③	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 幼児教育の充実
----	---------	-----------------------------------

【方針の概要】

- (1) 幼稚園教育の充実を図ります
 - ★自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
 - ★小1プロブレムの解消
 - ・アプローチカリキュラム（年長時）の実施と小学校との連携
- (2) 子育て支援を推進します
 - ★就学前保育「保育所（園）・幼稚園」と小学校の連携の推進
 - ★保育所・幼稚園・小学校の教員や保育士の合同研修や交流活動の推進
- (3) 子育て教育相談の充実を図ります
 - ★園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談の充実
 - ★預かり保育の拡充や幼稚園と保育所の施設を使った交流会の充実
- (4) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します
 - ★教育方針と指標を明確にした幼稚園評価の実施
 - ★園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動の充実
 - ★特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 小1プロブレムの発生は少なくなっている。
(なし8校、あり2校　うち1校は改善)
- (2) 就学前教育の合同研修は、市内保育所の保育士、幼稚園、小学校の教員が参加し3回開催された。子どもたちの課題について保育士、教員の連続した視点をもち共通理解が出来た。
- (3) 保護者を対象にした子育て講演会を開催した。
- (4) 教育方針の広報活動や幼稚園評価の実施など「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化が出来た。

【内部評価：B】

- ★子どもたちの発達について、幼稚園教諭・学校教諭が連続した視点で、幼児期にふさわしい学習や家庭へのアプローチが出来た。

【外部評価】

- ★幼稚園教育振興プログラムの見直し等課題もあるが、組織的な幼稚園教育がなされ、充実している。

項目	II ④	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 時代の要請に応じた教育の充実
----	---------	--

【方針の概要】

- (1) 情報教育を推進します
 - ★情報社会に適切に対応していくことのできる情報活動能力の育成
 - ★論理的に考える力を育むプログラミング教育の推進
 - ★個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上
- (2) 環境教育の充実を図ります
 - ★「由布市学校エコ運動」の推進
 - ★各教科等における環境教育の取組の推進
- (3) 国際理解教育の充実を図ります
 - ★中・高合同教科部会を核とした、小学校外国語・中学校英語教育の充実
 - ★市教振・ALT等による、小学校外国語教育への教材開発の支援
- (4) 防災教育・安全教育の充実を図ります
 - ★非常時の際、学校の作成する危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
 - ★子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築
- (5) オリンピック・パラリンピック教育の充実を図ります
 - ★オリンピック競技・パラリンピック競技を契機として、スポーツの意義や価値、障がいに対する理解の促進
- (6) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します
 - ★生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成をめざし、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進
- (7) 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育を推進します
 - ★新しく、時代からの要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育(ESD)について、学習指導要領に基づく指導内容の徹底を図る
 - ESD=持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けた行動を起こす力を身につけるための教育

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (3) 国際理解教育は、由布院小学校での研究成果を市内小学校で還流できた。
- (4) 防災教育・安全教育は由布市の実態に即し地震、大雨などを想定し、保護者や地域と連携し登下校の安全確認や安全指導等、自身を守る防災教育ができた。
- (7) ESD(持続可能な開発のために教育)について、由布高校と連携し、取り組んだ。

【内部評価：B】

★現状の目標は達成している。

【外部評価】

★防災教育等において保護者・地域と連携しながら、安全指導により自身を守る指導を充実してもらいたい。

項目	II	個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進
	⑤	連携型中高一貫教育の推進

【方針の概要】

- (1) 中高合同教科部会を軸とした学力の向上を図ります
 - ★基礎基本事項の定着を目指した指導法の共有
 - ★新学習指導要領に対応した問題解決型学習・課題探求型学習の中高を通した実践
 - ★中高合同教科部会の充実
- (2) 連携型中高一貫教育を推進するリーダーを育成します
 - ★特別活動の充実によるリーダーの育成
 - ★由布市合同生徒会活動における交流活動
 - ★由布市合同生徒会主催の中高合同ボランティア活動の支援
- (3) 由布学を通した幼・小・中・高の連携を推進します
 - ★幼小中学校を通した取り組みと由布高校の由布高魅力化事業の運動
 - ★中高全員で取り組むキャリア読書など入れたキャリア教育との融合

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 課題解決学習をテーマにした中高合同教科部会を年3回開催し、指導方法を共有できた。
- (2) 中高合同生徒会を年2回開催し、中高合同ボランティアを企画・実践した。
- (3) 全ての幼稚園・小学校・中学校・高等学校で「由布学」を実践した。

【内部評価：B】

★市内全幼稚園・小学校・中学校での由布学の取り組みによって、由布市や地元が開催するイベントでボランティア活動をするなど、充分な取り組みができた。

【外部評価】

★今後とも、由布高校への進学希望者数の増員のため、魅力ある取り組みや情報発信をしていただきたい。

項目

III

①

信頼と協働による学校づくりの推進

開かれた学校づくりを推進

【方針の概要】

- (1) 学校公開の日を設定します
- (2) 学校の情報公開に積極的に取り組みます
 - ★学校ホームページや学校便り等で、活動状況や学習定着状況の成果等の公開

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 開かれた学校づくりを一層推進するための理解が深まった。また、教員や子どもたちにとっても、地域住民と触れ合う良い機会となった。
- (2) 学校ホームページ等を利用し情報公開ができた。

【内部評価：B】

- ★開かれた学校づくりを一層推進するための理解が深まった。また、教員や子どもたちにとっても、地域住民と触れ合う良い機会となった。学校ホームページ等を利用し情報公開ができた。
- ★保護者や地域住民との信頼関係と、協働体制も進んでおり開かれた学校づくりが進んでいる。

【外部評価】

- ★学校通信の回覧板を通じての発信やホームページの更新等、開かれた学校づくりを積極的に推進していることは評価できる。

項目	III ②	信頼と協働による学校づくりの推進 信頼される学校づくりの推進
【方針の概要】		
(1) 特色ある学校づくりを推進します		
①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成 ★前年度の取り組みの検証結果に基づいて新たに設定した具体的な教育目標と具体的取組等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の推進		
②組織としての学校運営 ★全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）		
(2) 学校評価を推進します ★教育活動の改善に生かす、学校評価の実施と公表の推進		
(3) 教員の意識改革と資質能力の向上を図ります ①研修（県及び市主催）の充実 ★県等が主催する各種研修会への積極的な参加 ★由布市教育振興協議会と連携し、教育課題の分析や研修計画の作成		
②校内研究の充実 ★学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）		
(4) 学校と家庭・地域の協働による教育を推進します ①地域での子どもの教育の推進 ★「由布市地域協育推進事業」の充実・推進による教育課題の解決促進		
②コミュニティ・スクールによる、学校・家庭・地域の「協働」による教育の一層の推進 ★市内全小・中学校のコミュニティ・スクール実施による家庭・地域との協働の拡大・促進 ★家庭、地域と学校の協働による、子どもの教育課題解決に向けた取組の推進		
【方針達成状況（実績及び成果）】		
(1) 新学習指導要領のもと、学校の育てたい児童・生徒像にそって特色ある学校づくりができた。		
(2) 年間計画に沿って行われた。		
(3) 由布市の課題に沿って校内研究がすすめられ、教員の意識の共有が進んだ。		
(4) 由布学の推進にコミュニティ・スクールの取組を連携させることができた。		
【内部評価：B】		
★情報発信の工夫等、地域と連携した教育活動の推進が図られ、目標は達成できている。		
【外部評価】		
★由布市教育研究協議会の取り組みを積極的に行い、日常的な授業改善に繋がるよう還流していただきたい。		

項目

I

学びのための支援・体制づくり

【方針の概要】

(1) 第4次由布市社会教育振興計画の策定

★由布市の社会教育課題の把握とその解決に計画的に取り組むために、調査検討委員会の中で社会教育調査結果の分析を実施します。

(2) 学びのための施設設備

★湯布院地域複合施設（新湯布院公民館）の建設に向け、継続して協議と検討を実施していきます。

★地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。

★知りたい学びたいに応えられる図書館を目指して、利用状況の調査や要望の把握を行います。

(3) 自治公民館活動の推進

★由布市自治公民館連絡協議会を中心に各種研修を効果的に実施することで、自治公民館活動の活性化を図ります。

★モデル自治公民館を認定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。

★自治公民館活動等の支援を継続して行います。

(4) まなびの情報誌の活用

★学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、社会教育活動を行う団体の情報発信に努めます。

(5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体の活動支援

★団体が主体的・自発的な活動を開拓していくように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 第4次由布市社会教育振興計画の策定
 - ★社会教育振興計画策定のための調査検討委員会を設置し、市民アンケート調査結果の集約と分析を実施した。
- (2) 学びのための施設設備
 - ★湯布院地域複合施設（新湯布院公民館）の建設に向け、湯布院地域振興課と連携し、継続的な協議を実施した。
 - ★地区公民館の運営については、各種事業の企画実施について公民館運営審議会において調査・審議を行った。
 - ★知りたい学びたいに応えられる図書館を目指して、蔵書のリクエスト受付やレンタル・サービスの充実に努めた。
- (3) 自治公民館活動の推進
 - ★由布市自治公民館連絡協議会において視察研修（竹田市丸山地区）を実施し、自治区民の自主的な学びの拠点となる自治公民館の活用等についての学習に取り組んだ。
 - ★モデル自治公民館として、渕6区と海老毛を認定した。2年目の渕6区では、継続した支援として事業の協議・実施を行った。海老毛では、課題の掘り起こしと解決のための事業計画への支援を行った。
 - ★自治公民館への活動補助や整備補助等による支援を行った。
- (4) まなびの情報誌の活用
 - ★学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進した。
- (5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体の活動支援
 - ★PTAや女性団体・青少年健全育成市民会議等の関連団体に対し活動補助を行うとともに、関連団体・支援団体に対して幅広い学習機会の提供等を行った。

【内部評価：B】

- ★社会教育振興計画の策定に向けて実施した市民アンケート調査から、市民ニーズの把握に努めることができた。
- ★認定したモデル自治公民館2館において、取り組みの中で地域課題を共有でき、解決を図るための事業実施支援を行うことができた。

【外部評価】

- ★第4次社会教育振興計画の策定にあたって、市民アンケート調査の集約、分析結果を細かく反映させる取り組みがなされている。
- ★「まなびの情報誌」の発行は、市民への情報の提供上、いつでも身近に手にできる環境とし、活用と市民の学習参加に期待する。

項目

II

学びと活動の充実

【方針の概要】**(1) 様々な要望に応じた講座等の実施**

★公民館講座後のアンケートなどで学習意識を調査し、調査結果を受けての講座実施を継続します。

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

★小中学生を対象として、生活に活かせる知識や経験の習得を促進します。また、新たな体験学習プログラムの検討を行い、人間関係を築く力、自ら問題の発見・解決に取り組む力を養います。

(3) 地域協育の推進

★学校支援活動などに幅広く地域人材を派遣することで、地域・学校・家庭が繋がりあえる体制を強化します。

★ゆふの寺子屋（放課後子どもも教室・土曜教室・中学生学び応援教室）を実施し、子どもの居場所づくりや地域と子どもが触れ合える機会の提供を促進します。

★家庭教育講座等による子育て中の保護者同士の繋がり、居場所づくりに努めます。

(4) 地域リーダーの育成

★まちづくり・地域活性の核となる人材の発掘と活用に努めます。

★各地域における青少年リーダーの組織化を目指します。

★次世代で活躍する人材を育てるために、青少年リーダーの育成促進と広報、啓発活動に取り組みます。

(5) 人権教育の推進

★市民それぞれが身近なものとして人権問題をとらえるために、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った講座を開催します。また、幅広い学習場面で人権学習を取り入れ、効果的に人権教育を推進し、正しい知識を持って差別をなくしていこうとする住民の意識づくりに取り組みます。

(6) 子どもの読書活動の推進

★第2次由布市子ども読書活動推進計画策定に向け、平成31年度は第1次計画の評価・検証を行います。

★学校図書室との情報共有を密にし、連携を促進します。

★ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。

★読書活動推進のため広報活動や図書通帳発行などによる読書環境の整備を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 家庭教育講座では、子育てに必要な学習内容に加え、受講者の声を反映した講座を実施した。
- (2) 小中学生を対象とした体験活動（わんぱくサマーチャレンジ）を実施し、異年齢交流や環境学習など体験メニューを多く提供するとともに、自ら考えたり、発表する場面を創出した。
- (3) 中学校区ネットワークの連携により、学びと体験を提供するゆふの寺子屋（放課後子ども教室）を実施した。また中学生を対象とした学び応援教室は、新たに庄内地域でも開講し、すべての地域で実施することができた。
- (4) 各地域の青少年リーダーに対し交流研修を実施し、活動の範囲を広げることで活躍する場を提供した。
- (5) 市民向けの人権講座のみならず、高齢者学級や中学校などと連携して幅広い世代に対し、効果的に人権学習を実施した。
- (6) 子ども読書活動推進会議において、第1次計画の検証と第2次計画に向けて実施した社会教育調査の分析を行った。また新1年生への市立図書館貸出カードの配付・図書通帳の贈呈を行った。さらに、県と連携して子ども司書の育成に取り組んだ。

【内部評価：B】

- (1) 講座の開催方法を再検討し、対象者に合わせた学習内容の講座を実施することで受講者数の増加や高い満足度につなげることができた。
- (2) 子どもたちの体験活動（わんぱくウォーク）をリニューアルし、体験メニューを多く取り入れたことで生き抜く力や自己肯定感を高める内容で開催することができた。
- (6) 家庭・地域・学校での読み聞かせ等の取り組みを通じた読書習慣の形成や新1年生に市立図書館貸出カードの配布・図書通帳の贈呈、子ども司書の育成により、読書への関心を高める環境づくりを行うことができた。また、学校司書の研修会に参加し、連携に向けた取り組みを行うことができた。

【外部評価】

★地域に対応した各種講座等の内容、開催の方法の見直しにより、参加者の増加傾向は、地域性など市民へ十分に配慮したものである。

項目

III

文化の薫るふるさとづくり

【方針の概要】

(1) 文化財・伝統文化の保存と継承

- ★文化財調査委員会と連携し、文化財の選定、指定、登録に努めます。
- ★文化財調査委員会及び文化財パトロールを定期的に実施します。
- ★指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。
- ★由布市内の民族文化の理解を深めるために、歴史民俗資料館の資料を整理するとともに調査研究を行います。
- ★由布市に存在する埋蔵文化財の周知・情報整理を行うとともに、公共事業をはじめとする開発事業において、積極的に埋蔵文化財の有無を確認し、その保全に努めます。
- ★市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行います。

(2) 学習機会の提供

- ★子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してつけた力を試せる場として「由布の学び検定」を実施します。
- ★文化財を愛護し、保護に関して支援を行う人材の育成のため、学校等へ文化財を活用した学習機会の提供を行います。
- ★より多くの子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するため「ふるさと探検部」を実施します。

(3) 芸術・文化活動への支援

- ★市内に所在する芸術・文化団体の活動を支援し、事業推進に努めます。
- ★地域固有の文化芸術活動の充実を図り、情報提供に努めます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1)
 - ・文化財調査委員会と連携し、新たに3件、市の文化財指定に向け、協議・諮詢等を行った。
 - ・市報「木綿の山通信」に市内文化財を掲載して、周知に努めた。
- (2)
 - ・「由布の学び検定資料集」を作成し児童、生徒に配布することで、由布市について学ぶ教材としての活用が図れた。（小学3年生～中学3年生の児童・生徒に配布）
 - ・由布の学び検定（小中学生版・高校生版）を実施することで、地域の歴史や文化を学ぶ機会となった。
 - ・環境課と連携した出前授業を学校で実施し、学習機会の提供に繋がった。
 - ・子どもたちがふるさとの歴史や文化に実際にふれる学習機会として、「ふるさと探検部」を年4回実施した。
- (3) 各種団体を支援することで、市内の文化活動を推進することができた。

【内部評価：B】

- (1)
 - ・ラグビーワールドカップで来日した人々の前で伝統文化を披露することにより国内のみならず国外にも由布市の文化を発信できた。
 - ・新たな文化財の掘り起こしと指定の推進が図れた。
- (2)
 - ・「由布の学びの検定」については、資料集を配布することができ、子どもたちが由布市に興味を持つことで、受験者増につながった。
 - ・「ふるさと探検部」を実施することで、由布市に愛着をもち、地域の歴史や文化を学ぶ機会となった。

【外部評価】

- ★「由布の学びの検定」については、ふるさとの歴史、文化に興味付けできる場の提供として、由布市を学ぶ機会が出来た。
- ★歴史民俗資料館は、貴重な蔵庫であり、今後とも保存、活用に向け、子どもたちが楽しく学べるための取り組みが必要である。

基本施策	5	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	I スポーツ関連施設の整備・充実
【方針の概要】	

- ★スポーツ関連施設の管理運営方法の検討や施設の改修整備をすすめ、安全にスポーツに親しむことができる環境整備を行います。
- ★広域圏連携によるスポーツ施設の相互利用を促進し、利用率の向上とスポーツ活動の支援、サービスの充実を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】
<ul style="list-style-type: none"> ★工事の実績は以下の3件です。 <ul style="list-style-type: none"> ・挾間上原野球場防球ネット増設工事 ・庄内総合運動公園園路照明タイマー増設工事 ・スポーツセンター合併浄化槽曝気プロワー改修工事 ★広域圏連携による『おおいた公共施設案内・予約システム』の導入により、施設予約等の利便性と利用率が向上した。

【内部評価：C】
<ul style="list-style-type: none"> ★施設の改修工事が一部完了し、施設内における事故等が回避出来たが、必要な環境整備が残っている。

【外部評価】
<ul style="list-style-type: none"> ★公共施設個別計画による施設の整備は、個々の施設の稼働率も考慮し、将来的な財政負担の面からも、計画的な取り組みが必要である。

基本施策	5	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	II 团体及び指導者の育成
【方針の概要】	
<p>★地域住民が身近に、スポーツに親しむことができる担い手として総合型スポーツクラブが重要な役割を果たしていけるよう連携を図ります。</p> <p>★スポーツ活動を通して青少年の心身の健全な育成を目的としているスポーツ少年団の団体間の交流イベントを促進し、親睦と指導者、保護者へ講習会等で子どもの体力づくり、健康管理の啓発を図ります。</p> <p>★スポーツの紹介、普及、実技指導や事業の企画、立案を行うスポーツ推進委員の資質向上を図るために、研修会等へ積極的参加を促進し、市民スポーツ活動の牽引役となるよう育成に努めます。</p>	
【方針達成状況（実績及び成果）】	
<p>★3 地域にある総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団の活動を支援し、スポーツ・レクリエーション大会等を通じて市民の健康増進と世代間の親睦が図れた。</p>	
【内部評価：B】	
<p>★各団体との連携が図れており、方針に沿った取り組みが出来た。</p>	
【外部評価】	
<p>★市民がスポーツに親しむ生涯スポーツ活動の担い手でもある総合型スポーツクラブについては、基盤強化のためにも、これまでの支援の継続が必要である。</p>	

基本施策	5	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	---	------------------------------

項目	III スポーツ・レクリエーション活動の推進
【方針の概要】	
<p>★ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組める環境の整備をすすめ、幼児期から高齢者にかけて運動の習慣化・日常化を図り、運動・スポーツを通して生涯に渡って健康で充実した生活が送れるよう心身の健康、生きがい、仲間づくりなど豊かな生活が享受できる活動を推進します。</p> <p>★「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」に向けたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。</p>	
【方針達成状況（実績及び成果）】	
<p>★3地域にある総合型スポーツクラブに計694名の市民が加入しており、スポーツ・レクリエーション活動に参加することで、会員相互の親睦と体力の向上が図れた。</p> <p>★挾間・湯布院のB & G海洋センタープールを使用して、小学生を対象とした水泳教室を年間12回実施し、のべ357名が参加した。</p>	
【内部評価：B】	
<p>★総合型スポーツクラブ等との連携により、スポーツ・レクリエーション活動を普及することが出来た。</p>	
【外部評価】	
<p>★参加者増、稼働率向上のためにも総合型スポーツクラブ、スポーツ推進員等関係者等の連携が必要である。</p> <p>★「健康立市」のスローガンのもと、関係課との連携を図り、スポーツ活動の推進が必要である。</p>	

基本施策	5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
------	--------------------------------

項目	IV 合宿の誘致
----	----------

【方針の概要】

- ★宿泊施設を有するスポーツセンターで毎年利用している団体等へ継続的な誘致を行い、合宿を通じて他団体との交流の場を提供することにより新規利用団体の開拓を図ります。
- ★隣接する「ゆふの丘プラザ」の宿泊施設と連携を図り、幅広い合宿誘致を行います。
- ★2020年東京オリンピック・パラリンピックの国際大会代表選手やチームの合宿事前キャンプ地としての誘致を推進します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- ★新たにアーチェリー競技の大会（合宿）を誘致し、スポーツセンターの宿泊利用者数は前年度を上回る予定（予約）だったが、新型コロナウイルスの発生により3月に予定していた4団体の利用が出来なくなり減収となった。

【内部評価：B】

- ★自転車競技の合宿期間中に市内の小学生と体験交流会を開催し、トップ選手と身近に触れ合えたことにより自転車競技に興味を持ち、将来自転車競技の選手を目指す子どもが現れることを期待したい。
- ★施設の老朽化等の課題はあるものの、新たにアーチェリー競技大会（合宿）が開催され、利用者からは高評価を得ており、今後も継続的な誘致を進める。

【外部評価】

- ★スポーツセンターならではの屋外施設の特性を生かしたアーチェリー競技など新たな協議種目の誘致は、競技力の向上にも貢献できるものであり、更なる努力を望む。

項目

V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進

【方針の概要】

- ★スポーツに親しみ、スポーツをはじめるきっかけづくり、日頃の練習の成果を発表する場、参加者相互の交流の場として、多くの市民が参加できるスポーツ大会・スポーツ交流活動を推進します。
- ★各地域で育まれた各種スポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。
- ★市スポーツ・レクリエーション大会に幅広く、多くの方が参加できるよう開催時期新たな種目の導入を検討し内容の充実に努めます。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- ★今回は『ゆふいんSPA健康マラソン大会』を湯布院スポーツセンターで開催し新たな試みとしてメイン競技をリレーマラソンに変更した。市内外から53チーム391名、6km個人の部に155名、合計546名の参加があった。開催当日は天候にも恵まれ、多くの参加者から高い評価を得ることが出来た。
- ★各地域で開催されたスポーツ・レクリエーション大会（挾間町内一周駆伝等）に参加し、世代を超えて交流することが出来、地域住民の親睦と健康増進が図れた

【内部評価：B】

- ★リレーマラソンに変更して開催した「ゆふいんSPA健康マラソン大会」は、市及び町体育協会員や多くのボランティアスタッフの協力により、大会を成功裏に終わることが出来た。

【外部評価】

- ★「ゆふいんSPA健康マラソン」の新たな取り組みであるリレーマラソンは、開催場所、運営的にも将来につながるものであり、このような発想での取り組みも評価できる。

基本施策	5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造 をめざして
項目	VI 競技スポーツの推進
【方針の概要】	
<p>★国内大会をはじめ、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の発掘、育成強化に向けて、体育協会、学校等、関連団体と連携を図り、競技力の向上、トップアスリートの育成支援を行います。</p> <p>★市民体育大会、県民体育大会への参加に向けた取組みを通じ、競技力の向上を促進し競技者の育成を図ります。</p> <p>★全国競技大会等への出場者の支援制度について、拡充等を検討します。</p> <p>★トップアスリートやトップ指導者を招いた研修会、近くで体感できる機会を図ります。</p>	
【方針達成状況（実績及び成果）】	
<p>★市民体育大会、県民体育大会、県内一周駅伝大会等に参加したそれぞれの競技部の選手一人ひとりの取り組みは市民に感動を与えてくれた。</p> <p>★補助金交付要綱を一部改正し、全国競技大会等への出場者の支援制度を拡充した。</p>	
【内部評価：B】	
<p>★競技スポーツのメインとなる県民体育大会において、由布市代表チームは大きな怪我や事故もなく各競技部で一定の成果が得られた。補助金交付要綱の一部を改正したことにより、全国競技大会等に出場する選手に対する支援体制の拡充が図れた。</p>	
【外部評価】	
<p>★全国競技大会等への出場選手の支援体制の充実が図られたことは評価できる。</p> <p>★ジュニア有望選手の育成支援には、将来を見据え、由布市として、関係者連携のもと、取り組める体制の整備が必要。</p>	

教育委員会の活動

教育委員会制度

(1) 制度の概要

教育に関しては、政治的中立と継続性・安定性の確保が強く要請されるため、地方公共団体から独立した執行機関として「教育委員会」が設置され、それぞれに属する権限の範囲内で相互に対等かつ独立に事務を執行します。

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当し、その具体的な方針や施策は、教育委員の合議により決定します。

(2) 教育委員会の構成

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化し、新たな職として教育長を置くこととなりました。

由布市では教育長が在任期間中であったことから、同法附則第2条の経過措置により、教育委員会の組織体制は、引き続き5名の教育委員で構成されていましたが、平成30年11月19日に新教育長が就任し、教育委員会の構成は、教育長と4名の教育委員になりました。

(3) 教育委員会の会議

由布市教育委員会会議規則の規定に基づいて開催（原則として毎月1回）し、40議案を審議、可決・承認しました。

〈定例会12回・臨時会1回〉

開催日	案 件	
H31.4.22	教議第17号	由布市立図書館管理運営規則の一部改正について
	教議第18号	区域外就学の許可について
	協議事項	平成31年度教育委員会第2回補正予算案（6月議会）について
R1.5.21	教議第19号	由布市立幼稚園授業料徴収条例施行規則の一部改正について
	教議第20号	由布市教育委員会臨時職員及び嘱託職員の勤務条件等に関する要綱の一部改正について
	教議第21号	由布市生涯学習・社会教育振興に係る功労者表彰に関する要綱の一改正について
	教議第22号	由布市スクールバスの運行及び利用に関する規則の一部改正について
	教議第23号	由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について

開催日	案 件	
R1.6.25	教議第 24 号	区域外就学の許可について
R1.7.30	教議第 25 号	区域外就学の許可について
	教議第 26 号	令和 2 年度使用小学校教科用図書の採択について
	協議事項	令和元年度教育委員会第 2 回補正予算案（9月議会）について
	協議事項	令和元年教育委員会事務点検・評価（平成 30 年度執行分）
R1.8.26	教議第 27 号	由布市全国競技大会等への出場に伴う経費に対する補助金交付規則の一部改正について
R1.9.26	教議第 28 号	区域外就学の許可について
	教議第 29 号	由布市教育委員会臨時職員及び嘱託職員の勤務条件等に関する要綱の一部改正について
	教議第 30 号	由布市立幼稚園の組織及び運営に関する規則の一部改正について
	教議第 31 号	由布市立幼稚園授業料徴収条例施行規則の廃止について
	教議第 32 号	由布市挾間健康文化センター条例施行規則の一部改正について
	教議第 33 号	庄内屋内競技場施設の管理運営に関する規則の一部改正について
R1.10.24	教議第 34 号	区域外就学の許可について
	協議事項	由布市陣屋の村歴史民俗資料館一部譲渡について
	協議事項	令和元年度教育委員会第 3 回補正予算案（12月議会）について
R1.11.19	教議第 35 号	由布市教育委員会公印規程の改正について
	教議第 36 号	由布市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
R1.12.23	教議第 37 号	区域外就学の許可について
	教議第 38 号	特認校（園）制度による入学（園）許可について
	協議事項	令和 2 年度由布市教育方針（案）
	協議事項	令和 2 年度教育委員会予算要求概要説明について
R2.1.29	協議事項	令和 2 年度由布市教育方針（修正案）
	協議事項	令和 2 年度教育委員会第 1 回補正予算案（3月議会）について
R2.2.27	教議第 1 号	由布市いじめ問題解決支援委員会設置規程の一部改正について
	教議第 2 号	由布市立図書館管理運営規則の一部改正について
	教議第 3 号	由布市陣屋の村歴史民俗資料館管理運営規程の廃止について
	教議第 4 号	由布市歴史民俗資料館条例の制定について
	教議第 5 号	由布市歴史民俗資料館条例施行規則の制定について
R2.2.3.5	教議第 6 号	令和元年度末教職員人事異動に関すること
臨時会	教議第 7 号	区域外就学の許可について
R2.3.26	教議第 8 号	由布市教育委員会臨時職員及び嘱託職員の勤務条件等に関する要綱の廃止について
	教議第 9 号	由布市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件に関する規程の制定について
	教議第 10 号	由布市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について
	教議第 11 号	由布市条件付返還免除型奨学資金条例施行規則の一部改正について

開催日	案、件
	教議第12号 区域外就学の許可について
	教議第13号 学校運営協議会設置校の再指定について
	教議第14号 学校運営協議会委員の任命について
	教議第15号 特認校制度による入学許可について
	教議第16号 由布市社会教育関連団体の認定に関する要綱の一部改正について
	教議第17号 由布市人権学習推進活動補助金交付要綱の制定について
	教議第18号 由布市文化・スポーツ活動激励金交付要綱の制定について

(4) 教育委員の自己研鑽

他委員との意見交換会や、各種大会等に参加することで、自己研鑽に努めました。

〈市・市教委・団体等の行事〉

日 程	内 容	場 所
令和元年6月28日	大分県市町村教育委員会連合会総会	宇佐市
令和元年11月2日	第13回九州地区教育委員会連合会研修大会	大分市

(5) 教育委員のその他の活動

〈学校行事〉

日 稲	内 容	場 所
平成31年4月9日	市内中学校入学式	由布市内
平成31年4月10日	市内小学校・由布高校入学式	由布市内
平成31年4月11日	市内幼稚園入園式	由布市内

※ 卒園式・卒業式は新型コロナウイルス感染症予防のため出席せず

〈その他の行事〉

日 程	内 容	場 所
平成31年4月1日	県費教職員辞令交付式	庄内庁舎
令和元年6月13日	由布市奨学会理事会	庄内庁舎
令和元年10月25日	由布市教育振興大会	庄内公民館
令和元年11月1日	湯布院地域複合施設工事安全祈願祭	湯布院公民館
令和元年11月19日	総合教育会議	庄内庁舎
令和元年11月19日 20日、21日	由布市幼小中合同音楽会	はさま未来館外
令和2年2月7日	総合教育会議	庄内庁舎

〈学校・施設訪問〉

日 程	訪 問 先
令和元年6月26日	由布川幼稚園・由布川小学校・由布川小学校院内学級・上の原グラウンド
令和元年7月1日	由布院幼稚園・由布院小学校・塚原小学校

日 程	訪 問 先
令和元年 7月 8日	石城幼稚園・石城小学校・川西小学校・湯布院B & G海洋センター・湯布院スポーツセンター
令和元年 7月 9日	挾間幼稚園・挾間中学校・挾間公民館・市立図書館・谷幼稚園・谷小学校
令和元年 7月 10日	学校給食センター・東庄内小学校・西庄内幼稚園・西庄内小学校・挾間小学校
令和元年 7月 11日	学校支援センター・庄内中学校・阿南幼稚園・阿南小学校・庄内公民館
令和元年 7月 17日	由布高校・湯布院中学校・ゆふの丘プラザ